

都市再生整備計画 事後評価方法書

すずめのみやちく
雀宮地区

平成29年6月

栃木県宇都宮市

目 次

(1)成果の評価.....	2
1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況.....	2
2) その他の数値指標(当初設定した数値目標以外の指標)による効果発現の計測.....	5
(2)実施過程の評価.....	6
1) モニタリングの実施状況の確認.....	6
2) 住民参加プロセスの実施状況の確認.....	6
3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認.....	6
(3)効果発現要因の整理.....	7
(4)今後のまちづくり方策の作成.....	7
(5)事後評価原案等の公表.....	7
(6)評価委員会の審議.....	7
(7)その他の機会における有識者からの意見聴取の予定.....	7
(8)事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況.....	7

(1) 成果の評価**1) 都市再生整備計画に記載した数値目標の達成状況****指標 1 : 駅の利用者数****A : 事前評価時の『従前値』の求め方**

①従前値の 基準時点	平成22年度
②実施主体	道路建設課（事業担当課）
③計測手法	東日本旅客鉄道㈱が公表した平成22年度の雀宮駅における「乗車人員」を把握し、従前値として設定した。

B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方

④計測時期	平成29年6月時点
⑤実施主体	道路建設課（事業担当課）
⑥データの 計測手法	平成29年6月に東日本旅客鉄道㈱が公表した平成28年度の雀宮駅における「乗車人員」を把握することにより計測する。
⑦評価値の 求め方	・平成29年6月時点で評価基準日【平成29年3月31日】における乗降客数が確定できることから、計測したデータをそのまま確定した評価値とする。
⑧確定／見 込みの別	<input checked="" type="radio"/> 確定 <input type="radio"/> 見込み

C : フォローアップ時の『確定値』の求め方

⑨フォローアップ の必要性	<input type="radio"/> あり <input checked="" type="radio"/> なし
⑩計測時期	
⑪実施主体	
⑫計測手法	

指標 2 :		まちの快適な空間に対する満足度	
A : 事前評価時の『従前値』の求め方			
①従前値の基準時点	平成 2 3 年度		
②実施主体	道路建設課 (事業担当課)		
③計測手法	平成 2 3 年度「市政に関する世論調査」の設問「機能的で魅力ある都市空間の形成」における雀宮地区在住者の満足度を把握し、従前値として設定した。		
B : 事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方			
④計測時期	平成 2 9 年 6 月		
⑤実施主体	道路建設課 (事業担当課)		
⑥データの計測手法	事前評価時の『従前値』と同一の設問が現在ないため、平成 2 8 年度に実施した「市政に関する世論調査」の設問のうち、従前値と同等の設問「地域特性に応じた安全で快適な市街地の形成」、「都市景観の保全」における雀宮地区在住者の満足度を把握し、平均値を評価値として計測する。		
⑦評価値の求め方	<ul style="list-style-type: none"> 計測時点において、西口駅前広場や地域コミュニティセンターについては供用開始しているが、一部道路などが供用開始しておらず効果が十分に発現していない状況が予想される。 交付金の効果発現により、基準日【平成 2 9 年 3 月 3 1 日】までに値が変動する可能性があるが、「市政に関する世論調査」により計測したデータをそのまま評価値とする。 		
⑧確定／見込みの別	●	確定	
		見込み	
C : フォローアップ時の『確定値』の求め方			
⑨フォローアップの必要性		あり	
	●	なし	
⑩計測時期			
⑪実施主体			
⑫計測手法			

指標3：	五代若松原地域コミュニティセンター等年間利用者数	
A：事前評価時の『従前値』の求め方		
①従前値の 基準時点	平成22年度	
②実施主体	道路建設課（事業担当課）	
③計測手法	既存の「雀宮地区市民センター」、「雀宮生涯学習センター」の平成22年度利用実績をもとに利用回数を把握し、従前値として設定した。	
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方		
④計測時期	平成29年6月時点	
⑤実施主体	道路建設課（事業担当課）	
⑥データの 計測手法	事前評価時の『従前値』の計測方法と同一とし、平成26年3月にオープンした五代若松原地域コミュニティセンターの利用回数を合わせて集計し、評価値を求める。	
⑦評価値の 求め方	・平成29年6月時点で評価基準日【平成29年3月31日】における年間利用者数が確定できることから、計測したデータをそのまま確定した評価値とする。	
⑧確定／見 込みの別	●	確定
		見込み
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方		
⑨フォローアップ の必要性		あり
	●	なし
⑩計測時期		
⑪実施主体		
⑫計測手法		

(1) 成果の評価

2) その他の数値指標（当初設定した数値目標以外の指標）による効果発現の計測

数値指標：					
記述理由					
A：事前評価時の『従前値』の求め方					
①従前値の 基準時点					
②実施主体					
③計測手法					
B：事後評価時のデータの計測方法と『評価値』の求め方					
④計測時期					
⑤実施主体					
⑥データの 計測手法					
⑦評価値の 求め方					
⑧確定／見 込みの別	<table border="1"><tr><td></td><td>確 定</td></tr><tr><td></td><td>見込み</td></tr></table>		確 定		見込み
	確 定				
	見込み				
C：フォローアップ時の『確定値』の求め方					
⑨フォローアップ の必要性	<table border="1"><tr><td></td><td>あ り</td></tr><tr><td></td><td>な し</td></tr></table>		あ り		な し
	あ り				
	な し				
⑩計測時期					
⑪実施主体					
⑫計測手法					

(2) 実施過程の評価

1) モニタリングの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

なし

C: 事後評価時の確認方法

① 時 期

② 確 認 先

③ 確認方法

2) 住民参加プロセスの実施状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

雀宮地区整備について、雀宮・五代若松原の両地区において、地域住民組織（地域まちづくり組織）との協議・連携を実施した。

C: 事後評価時の確認方法

① 対 象 自治会などの既存組織

② 時 期 交付期間終了年度（平成 28 年 8 月～9 月）

③ 確 認 先 雀宮地区まちづくり推進協議会，五代若松原地区まちづくり推進協議会

④ 確認方法 説明会などの資料，議事録などで住民参加プロセスの実行状況を確認する。

3) 持続的なまちづくり体制の構築状況の確認

A: 都市再生整備計画への記載状況および実施状況

- ア 都市再生整備計画に実施することを記載した
イ 都市再生整備計画に記載しなかった
ウ 都市再生整備計画に記載はないが実施した

B: 実施事項 (※Aで、アまたはウに該当する場合に記入、イの場合には「なし」と記入)

雀宮・五代若松原の両地区における地域住民組織（地域まちづくり組織）への情報提供や意見交換，地域の自主的なまちづくり活動の支援を実施した。

C: 事後評価時の確認方法

① 対 象 自治会などの既存組織，

② 時 期 交付終了年度（平成 28 年 8 月～9 月）

③ 確 認 先 雀宮地区まちづくり推進協議会，五代若松原地区まちづくり推進協議会

④ 確認方法 協議会の活動記録（写真等）で持続的なまちづくり体制の活動状況を確認する。

(3) 効果発現要因の整理	
①時 期	平成 29 年 8～9 月
②実施主体	道路建設課（事業担当課）
③検討体制	道路建設課が主体となり、事業に係る関係各課による庁内の横断的な組織により検討を行う予定。

(4) 今後のまちづくり方策の作成	
①時 期	平成 29 年 9～10 月
②実施主体	道路建設課（事業担当課）
④ 検 討 体 制	道路建設課が主体となり、今後の地区整備に係る関係各課による庁内の横断的な組織により検討を行う予定。

(5) 事後評価原案等の公表		
	原案の公表	評価結果(最終)の公表
①時 期	平成 29 年 11 月	平成 30 年 3 月
②実施主体	市街地整備課（都市再生整備計画事業主管課） 道路建設課（事業担当課）	市街地整備課（都市再生整備計画事業主管課） 道路建設課（事業担当課）
③公表方法	広報への掲載により周知し、市ホームページ及び事業担当課において、公表する予定である。公表期間は2週間とする。	市ホームページへの掲載により公表を予定。

(6) 評価委員会の審議	
①時 期	平成 30 年 1 月
②実施主体	市街地整備課（都市再生整備計画事業主管課）
③設置・運用方法	学識経験のある有識者等からなる「まちづくり交付金評価委員会」を構成する。まちづくりの観点から、まちづくり交付金に限定し事後評価を行うよう要綱で運用する。

(7) その他の機会における有識者からの意見聴取の予定	
①聴取方法	ア■ 「効果発現要因の整理」「今後のまちづくり方策の作成」「まちづくり交付金評価委員会審議」のいずれかにおいて有識者が参画し、意見を聴取する イ□ ア以外のその他の機会において、有識者から適宜意見を聴取する （実施時期・方法： ） ウ□ 有識者からの意見聴取は実施しない

(8) 事後評価に必要な経費に関わる予算措置の状況	
①予算措置の状況	ア□ 費用は発生しない イ■ 費用は発生するが、予算措置を講じている ウ□ 費用は発生するが、予算措置は講じていない エ□ その他（ ）

都道府県名	栃木県
市町村名	宇都宮市
地区名	雀宮地区
計画期間	平成24年度～平成28年度
作成者	部署 建設部 道路建設課
	役職 技師
	氏名 島村 真理
連絡先	TEL 028-632-2505
	FAX 028-632-5424
	E-mail u1601@city.utsunomiya.tochigi.lg.jp